岩手県告示第647号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所 (以下「事務所」という。)の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関	変更事項	内 容		変更年月日
の名称		変更前	変更後	及
日本建築検査協会株式会社	事務所の所在地	東京都中央区日本橋二丁	東京都中央区日本橋二丁	令和7年11月1日
		目12番6号	目12番9号	